

委 託 契 約 書

公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、生成AIデータ検索システム構築業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は生成AIデータ検索システム構築業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（業務の内容等）

第2条 乙が行う業務の内容等は、別紙仕様書のとおりとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金 円（うち、取引に係る消費税および地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第5条 乙が納付すべき契約保証金は、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第172条第6号の規定による。

（委託事業の実施方法）

第6条 乙は別紙仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を厳守の上、委託業務を実施するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、第三者に対し、業務の全部または一部を委託し、もしくは請負わせ、またはこの契約から生ずる権利または義務を譲渡もしくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（履行状況の報告等）

第8条 甲は必要があるときは、乙に対し業務の履行状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示をすることができる。

（業務完了報告および検査）

第9条 乙は、業務を完了したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により業務内容の報告があったときは、業務実績が契約内容に適合しているか検査する。
- 3 甲は、検査の結果必要があると認めた場合は、期日を定めて修正させることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条の規定による甲の履行確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。
- 3 甲が委託料を支払う際の振込み手数料は、乙が負担するものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- ① その責めに帰すべき事由によりこの契約に違反したとき。
- ② 契約を履行せず、または、履行を継続することができないと認められるとき。
- ③ 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- ④ 契約の履行につき不正の行為をしたとき。
- ⑤ 契約の解除を申し出たとき。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第12条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(履行遅延)

第13条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(損害賠償)

第14条 乙は、業務の実施についてその責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えたときは、委託金額を限度としてその損害を賠償するものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(著作権等権利の処理)

第15条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

- 2 乙は、委託業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。
- 3 乙が、前2項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

(秘密保持)

第15条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

2 前項の規定は、この契約期間の終了後および解除後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

第16条 乙は、委託業務の実施において、別紙1「受託事業者における情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第17条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」の適用を受ける。

2 乙は、個人情報の取扱に関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議事項)

第18条 この契約に定めのない事項および契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福井県坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16
公益財団法人 ふくい産業支援センター
理 事 長 白 寄 淳

乙

<別紙1>

受託事業者における情報セキュリティに関する事項

(基本的事項)

第1 乙は、以下の受託事業者における情報セキュリティに関する事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た情報について守秘義務を負わなければならない。

(作業場所の特定)

第2 乙は、委託業務の実施に当たり、作業場所を特定し、情報の紛失や外部への漏えいを防止できる環境で行わなければならない。また、特定した場所以外への情報の無断持ち出しおよび外部送信を行ってはならない。

- 2 個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報(以下、「機密情報」という。)を取り扱う場合、作業場所は甲が指定した甲の施設内で行うものとする。
ただし、作業の特性上、乙の施設内で作業を行わなければならない場合は、作業場所・作業に使用する機器・作業責任者および作業場所までの機密情報の搬送方法をあらかじめ甲に提出し承認を得なければならない。

(甲の施設内での作業時における事項)

- 第3 乙が甲の施設内で機密情報を取り扱う作業を行う場合、乙が使用する端末および記録媒体等は、甲が貸与するものとし、乙はこれらを持ち込んで서는ならない。
ただし、乙が事前申請し甲が承認したものについてはこの限りではない。
- 3 乙は、甲の施設内で作業を行う場合、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 乙は、作業者および作業範囲等を明らかにした作業報告書を提出しなければならない。
 - (2) 乙は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。
 - (3) 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合には、これを提示しなければならない。
 - (4) その他、甲から指示がある場合はこれに従わなければならない。

(緊急時対応)

- 第4 乙は、情報漏えい、滅失その他委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 2 乙は、緊急時報告の手順を定めるとともに、緊急時の担当者の連絡先を提出しなければならない。

(作業者IDおよびパスワード)

- 第5 乙は、次の各号に掲げる事項に留意して作業者IDおよびパスワードを取り扱わなければならない。
- (1) 作業者IDおよびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。
 - (2) 作業者IDによるアクセスは必要最小限とすること。

(目的外使用の禁止)

- 第6 乙は、甲から提供された委託業務にかかる資料、情報および情報資産(以下、「関係資料」という。)を委託業務遂行以外の目的に使用してはならない。

(複写および複製の禁止)

第7 乙は、関係資料を甲の承認なく複写および複製してはならない。

(情報資産の返還)

第8 乙は、委託終了後、関係資料を返還しなければならない。

(情報資産の廃棄)

第9 乙は、第8に基づき甲に返還する関係資料および成果物以外の関係資料については、委託業務終了後速やかに廃棄を行わなければならない。

- 2 前項の廃棄を行う場合、乙は情報の復元ができないよう完全に消去するなど適切に処理しなければならない。

(実地調査および指示等)

第10 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査および乙に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づき、甲から作業状況調査の実施要求または委託業務実施に係る指示があった場合は、これらの要求または指示に従わなければならない。

(再委託先への適用)

第11 この「受託事業者における情報セキュリティに関する事項」は、契約書第4条の規定により承認された再委託先にも適用するものとする。

- 2 再委託先における情報セキュリティに関する責任は乙が負うものとする。

<別紙2>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(個人情報保護のための措置)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その事務に従事する者に対する監督その他の個人情報の保護のための措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、引き渡し、または廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(調査の実施)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時調査を実施することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。